熊本県公報

第１１０９８号
平成16年3月19日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○一般国道267号久七トンネルの管理及び費用負担に関する協定の締結（道路総務課）1
○道路の区域変更……（　〃　）2
○　〃　……（　〃　）2
○道路の供用開始……（　〃　）3
○　〃　……（　〃　）3
○　〃　……（　〃　）3
○　〃　……（　〃　）4
○　〃　……（　〃　）4
○　〃　……（　〃　）4
○　〃　……（　〃　）5
○家畜伝染病予防法に基づく伝染病検査の実地……（畜産衛生課）5
○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領……（管理調達課）7
公　告
○土地改良区清算人の就職……（農村計画課）10
○　〃　……（　〃　）10
○林業種苗生産事業者の登録……（森林整備課）10
○開発行為に関する工事の完了……（建　築　課）10
○平成14年度熊本県歳入歳出決算の認定に伴う公表……（会　計　課）11
○道路の位置指定……（建　築　課）64
○　〃　……（　〃　）64
○　〃　……（　〃　）64
○　〃　……（　〃　）64
○　〃　……（　〃　）64
○　〃　……（　〃　）65
○　〃　……（　〃　）65
○　〃　……（　〃　）65
○地方卸売市場の開設業務及び卸売業務の休止……（農業団体金融課）65
○収去飼料の試験結果の公表……（畜産振興課）66
登載依頼
○熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則……（教育委員会）66
○障害者施策推進協議会の会議の開催……（障害者施策推進協議会）69

告　示

熊本県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、熊本県と鹿児島県との境界に所在するトンネルの管理及び費用の負担について平成16年3月9日鹿児島県知事と次のとおり協定を締結したので、同法第19条第5項の規定により告示する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

一般国道267号久七トンネルの管理及び費用負担に関する協定

道路管理者鹿児島県（以下「甲」という。）と道路管理者熊本県（以下「乙」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、鹿児島県と熊本県境界に所在する一般国道267号久七トンネルの管理及び費用の負担について、次のとおり協定を締結する。

（協定道路）

第1条　この協定の対象となる道路は次のとおりとする。

名称　一般国道267号久七トンネル

区間　鹿児島県大口市大字木ノ氏字榊原1962番4地先から

熊本県人吉市大塚町字中尾平3444番1地先まで
延長　3,945m
うち甲に属する延長　3,060m
うち乙に属する延長　885m

2　この協定においてトンネルとは、トンネル本体及びトンネル保全のために設けられた付属施設をいう。

（管理）

第2条　トンネルの管理は甲が行い、乙に属する区域については、法第27条第2項及び同法施行令第5条の規定に基づき、甲が乙の権限を代行するものとし、詳細については別途定めるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害復旧及び付属施設の新設については、甲又は乙が、それぞれの県に属する区域について対応を行うものとする。

（賠償責任）

第3条　前条第1項の規定にかかわらず、国家賠償法に基づく賠償責任に関しては、それぞれの県に属する区域について、甲、乙それぞれが負うものとする。

（費用の負担）

第4条　第2条第1項の業務に係る費用については、甲及び乙は第1条第1項に掲げる甲及び乙に属する延長で按分した額をそれぞれ負担する。

2　甲は、毎会計年度開始前に、前項の規定により算出した負担見込額を乙に通知するものとする。

3　乙は、甲の請求により毎年度4月30日までに当該年度負担見込額の2分の1を予納し、清算完了後、乙負担分の清算額を甲の請求により納入するものとする。

（協定の効力）

第5条　この協定は、平成16年3月9日から効力を生じるものとする。

（質疑等の決定）

第6条　この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

熊本県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池郡七城町大字砂田 1513番3地先から	前	9.0～12.0	58.4	24条工事
		同所　同字 1572番　地先まで	後	9.0～21.8	58.4	

2　区域変更する期日　平成16年3月19日

熊本県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字下手 2672番57地先から 同所　字田口 2997番86地先まで	前	14.5 ～ 14.5	90.7	道の駅
			後	28.5 ～ 36.5	90.7	

２　区域変更する期日　平成16年3月19日

熊本県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池郡七城町大字砂田 1513番3地先から 同所　同字 1572番　地先まで	58.4	24条工事

２　供用開始する期日　平成16年3月19日

熊本県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池郡西合志町大字野々島 2470番3地先から 同所　同字 2441番2地先まで	260.0	24条工事
一般県道	肥後伊倉停車場田崎線	玉名市大字田崎字天神原 49番1地先から 同所　字屋敷 321番1地先まで	23.7	単道改

２　供用開始する期日　平成16年3月19日

熊本県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事　潮　谷　義　子